

平成27年2月26日

厚生労働省保険局

医療課 御中
保険課 御中
国民健康保険課 御中
高齢者医療課 御中
全国健康保険協会管理室 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

不心得保険者の受診妨害防止の行政指導の要望

会計検査院の指摘を受けて柔道整復師の不正保険取り扱い防止として「平成24年3月12日通知」を行ったが、一部保険者がこれを根拠と理由にあげて患者の柔道整復師受診妨害の正当化の言です。

この事について、当の会計検査院は、その取組みで「柔道整復師対象対策」をあげ、「被保険者対象対策」ではないことを表明しています。これを無視する厚生労働省の被保険者対象とする通知の疑問です。こうした疑問の受診妨害防止として、平成25年3月19日、同11月22日、それぞれ「妨害防止箇所のみ」抜粋通知が行われたが、しかし、根本的失態の残存で、未だ、提出資料に見る一連の参考の事例です。これは、通知内容問題とともに保険者の調査権限があることと、権限の乱用の混同で、厚生労働省からの改めて被保険者対象対策から柔道整復師対象対策への取組みとする受診妨害防止周知徹底の大事です。保険取り扱いについて不当失当防止取組みで審査会体制確立の大事で、保険者統計に基づく取り扱いの周知徹底もあわせてお願い申し上げます。

なお、今回の受診妨害について、来年平成27年2月頃、会計検査院が厚生労働省の対応を聞くとする旨の話もありますが、厚生労働省として、その前に妨害防止周知徹底を図られるようお願い申し上げます。